

千代田区立学校・園長 殿

千代田区教育委員会

教育長 堀米 孝尚

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和4年5月23日付4千子指導収第396号「リバウンド警戒期間の終了に伴う学校の対応について」により、新型コロナウイルス感染症対策を依頼しております。

千代田区では区立学校・園の対応について、「リバウンド警戒期間」終了後においても、引き続き感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続していくこととし、マスクの着用については、国や都からの通知があり次第、お知らせするとしておりました。

このことについて、東京都教育委員会教育長より、別添写し令和4年5月25日付事務連絡「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」のとおり、通知がありました。

特に、これから夏季を迎えるにあたり、各学校・園においては、感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策の継続とともに、下記のとおり、学校生活における児童生徒等のマスク着用についてご対応いただきますようお願いいたします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校・園は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかに対応していただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

○引き続き、実情に応じた基本的な感染症対策として、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を徹底していく必要がある。

○教育活動において、身体的距離が十分に取れないときはマスクを着用するべきとするが、次のような場面においては以下の取扱とする。

- ・十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ない。
- ・気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日等、熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合にはマスクを外す。
- ・体育の授業においては、マスクの着用は必要ない。

※ただし、十分な身体的距離が取れない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。

2 学校生活においてマスクの着用が不要な場面の例

○屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ない。その際、感染状況を踏まえつつ、児童生徒の間隔を十分に確保する、屋内で実施する場合には、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける、こまめに換気を行う等に留意する。

○運動部活動においても、体育の授業に準じつつ、近距離で組み合ったり接触したりする運動をはじめ、活動の実施にあたっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応する。

また、特に以下のような場面においては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底する。

- ・活動実施中以外の練習場所や更衣室等の共有エリアの利用時
- ・部活動前後での集団での飲食や移動時
- ・大会等における会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や控室、休憩スペース、会議室、洗面所等の利用時、開閉会式、表彰式等の出席時、応援時

○熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すよう指導する等、熱中症対策を優先する。特に小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子どもへは、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導をする。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えること、公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用することについても併せて指導する。

○このほか、休憩時間における運動遊びや、屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等においても、これらに準じた取扱いを行う。

3 園における感染症対策について

○マスクの着用を一律には求めず、無理に着用させない。

○感染症対策に留意した遊びの工夫や、発達を踏まえた衛生管理について工夫し、感染症対策を行う。

4 留意事項

本通知については、児童生徒等のマスクの着用を禁止する趣旨ではないことから、熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒等に対しては適切な配慮を講じる。

○学務課学校運営係

TEL 03-5211-4357

○指導課指導主事

TEL 03-5211-4286

○指導課管理係

TEL 03-5211-4285

○子ども支援課

TEL 03-5211-3599